

スポーツ振興条例調査特別委員会

(平成28年11月15日)

○ 樋口龍馬委員長

おはようございます。大変お忙しい中、このように皆様お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまよりスポーツ振興条例調査特別委員会を開会いたします。

インターネットの中継を始めてください。

意見募集に対する回答（案）については、事前にタブレットに配信をさせていただいてございます。その他の配付資料について、お手元の資料をご確認いただきたいと思いますので、事務局、よろしく願いいたします。

○ 岡田議会事務局主幹

事務局より説明させていただきます。

まず、事項書に続きまして、A4横の四日市市みんなのスポーツ応援条例（案）に対するご意見とご意見に対する考え方という見出しの4ページの冊子になったもの。続きまして、（仮称）四日市市スポーツ振興条例・逐条解説（案）修正箇所という見出しでA4の両面になったもの。本日の配付資料は以上でございます。

○ 樋口龍馬委員長

お手元に資料がございません方、またタブレットに配信がない方、おみえになりましたら挙手いただきたいと思います。よろしかったですか。

（なし）

○ 樋口龍馬委員長

では、進めさせていただきます。

1番項、意見募集に対する回答（案）についてでございます。

全体を見渡させていただきましたところ、9名の方から12件のご意見を頂戴したわけですが、おおむねご賛同いただく、期待をいただくようなご意見が多かったというふうに捉えさせていただいております。その中でと申しますか、意見交換会の中でもございました

部分でご指摘をいただきましたので、1点、修正を加えさせていただきます。

どこかと申しますと、意見をいただいた部分、パブリックコメントのほうのつづりの2ページ、ナンバー4をごらんください。各条文については解説まで説明されているけれども、この条例のやろうとしていることのイメージが湧きにくい。せっかく解説をつけているのですから、もう少し具体例を幾つか挙げ、こういうことができますよという説明を加えてほしいと思いますというご意見を頂戴いたしました。

そこで、正副委員長で対応を検討させていただく中で、逐条解説（案）と書いてある資料の裏面を見ていただきますと、第7条の部分でございます。これは意見交換会の中で事業者代表としてお越しいただいた伊藤様からも、なかなか事業者のやるべきことというのが見えてきにくいというようなご質問をいただいたところでもございましたので、解説中に網かけ部分を追記させていただくということで、正副委員長案を出させていただきました。

網かけ部分を一読いたします。

例えば、従業員がスポーツ活動を行いやすい職場づくりをはじめ、優秀な成績をおさめてきたスポーツ選手を採用するなどの取り組みや、スポーツボランティア活動に協力したりするなどスポーツ活動における社会貢献活動への取り組みが望まれますというふうに、おおむね3行を追記させていただいたところがございます。

この修正はいかがでしょうか。

○ 萩須智之委員

採用という言葉まで入れていただいて、非常にありがたい解説だと思います。すごくいい解説だと思います。ありがとうございます。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

民間に対してということになってくるんですが、期待が寄せられる部分ということで、比較的具体的に書かせていただいたところがございます。

他にご意見ございますでしょうか。

○ 早川新平委員

委員長がおっしゃった中で、4番のところがちょっと最初問題やなと思っていて、逐条

解説で今、優秀な成績をおさめてきたスポーツって、ここが私はちょっとひっかかるんやけど、優秀なというと、どの程度が優秀なのかというところ、逆に、スポーツ選手が優秀じゃなくても、これから伸びていくような選手は、現在であれば優秀ではないわけですね。だから、そういう選手も採用できるようにしていただくようにするのが望ましいのかなというところがちょっとひっかかるので、かといって、じゃ、それにかわる言葉があるかというところ、今思い当たらんのかな。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

その部分に関しては、前段の部分で読めるのかなという気もしています。今スポーツをしていない方にも環境を与えていただく、現在スポーツをしていただいている方にも環境をお与えいただくという意味合いで言えば、早川委員のご懸念される部分というのは、読点の前段部分の従業員がスポーツ活動を行いやすい職場づくりというところの中に含めて、企業の皆様に捉えていただけるのではないかなと思っているところではございますが、いかがでしょうか。

○ 早川新平委員

私はそれですとしますけれども、この4番の人の意見をちょっと聞いておって、ご意見に対する考え方は、4番のご意見をいただいたがゆえにこうなったんですけれども、具体例というのを、ここの条例の中で事細かく僕はどういう必要はないと思っていて、この程度でいいのかなって。ご意見をいただいた人の気持ちはわかるんですけれども、具体例というのを、どこまでも具体的にというのは、条例にそぐわないのかなという気はするのでね。だから、第7条に関してはそれですとします。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

確かに早川委員の言われる部分については懸念しているところでございますし、そこについては、対応という部分で、3段落目の「また、」以降、前記のとおり、本条例に掲げる基本政策の実現に向けて、第3次スポーツ推進基本計画のというふうにつながっていきますので、全般部分についての具体案ということについては、計画の中で執行部のほうか

らお示しいただけるものであるというふうに委員長も確信をしておるところでございます。
他にございますでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

なしのお声をいただきました。

皆様、この第7条の追記につきましてご確認いただいたということによろしゅうござい
ましようか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

ご確認をいただきましたので、事務局、第7条の修正を加えました逐条解説つきの条文
を皆様にご配付ください。

なお、このパブリックコメントの意見対応につきましては、議長に昨日、副委員長とと
もに報告をさせていただいております。それに伴いまして、代表者会議に送らせていただ
くことをご確認させていただいております。

その他の部分につきまして、事前に配信をさせていただいておりますが、
他の意見対応につきまして、何らかご指摘、ご意見等ございます方、おみえになりました
ら、挙手にてお願いをいたします。

精読の時間が必要な方はおみえになりますか。であれば、少し休憩をとらせていただ
きますが、特段ないようでしたら……。

○ 荻須智之委員

パブリックコメントの3ページの一番上の第10条、生涯スポーツの推進に対して、高齢
者を対象にしたスポーツ教室ができないかというご意見がありますね。これに対して、い
なべ市なんかは元気リーダー制度とやってやっています。部局の横断的な取り組み
に広げられるようなものが何か解説にでもあってもいいかなと思うんですけれども、主に
スポーツ課が絡むことにほとんど集中してしまっておりますので、この辺がもし可能であ

ればと思うんですけども、個人の意見です。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

荻須委員よりご意見をいただきました。

このご意見につきまして、他の委員の皆様、いかがでしょうか。

○ 中川雅晶委員

高齢者を対象にしたスポーツ教室ができないでしょうかという問いかけで、この回答というのは、今後、市議会もこの視点で、具体的な政策の提案とか、また議論をしていくというような回答ですので、今回の意見に対する回答としては、これが妥当な回答じゃないかなと私自身は感じております。

○ 樋口龍馬委員長

中川委員から違う角度のご意見をいただきました。

いかがでしょうか。

○ 荻須智之委員

現状で体育協会に委託してやっていたいているスポーツ教室なんかでも、高齢者を別に排除しているわけではございませんで、水泳教室なんか結構ご高齢の方も来ていただいたりしていますので、機会を見つけていただければ、ただ、高齢者の方はなかなか移動ができないので、そういう身近なというのも、これ、一つお題目にありますので、また今後も意識していただければなと思います。

以上です。

○ 中川雅晶委員

多分、観点としては、もちろん既存のスポーツ教室を高齢者が利用しやすいようにという視点もあるでしょうけれども、その既存ではなくて、今、例えば健康福祉部がやっているようなことも、少しそういうスポーツの観点を入れて、より科学的に転倒防止とか、具体的にしていこうという方向性も多分示唆されているんじゃないかなと私は思いますので、

そういう観点からは、市議会としても担当部局に働きかけていきたいという考えというのを示していくということが妥当ではないかなと私は思っております。

○ 樋口龍馬委員長

中川委員が意見を述べられたところでございます。

萩須委員、よろしかったですか。

○ 萩須智之委員

そういう解釈をしていただければ、もう十分だと思います。ありがとうございます。

○ 樋口龍馬委員長

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

ないようでしたら、パブリックコメントに対する考え方については、こちらの皆様のお手元に配らせていただいた資料どおりに各派代表者会議のほうに報告をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

それでは、そのように確認をさせていただきましたので、1番項はこれで閉じさせていただきます。

続きまして、2番項、四日市市みんなのスポーツ応援条例(案)についてでございます。

先ほど第7条に追記をいたしました完全版を最終案として皆様のお手元に配付をさせていただきます。

この委員会案を最終案として確定させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

ご確認をいただきました。ありがとうございます。

取りまとめた条例案については議長に報告し、各派代表者会議にて11月定例会議会への上程の確認をさせていただきたいと思います。皆様、これは委員会として11月に上程していくという意思の確認でございますので、もちろん各派代表者会議を通ってくるものでございます。11月に上程をさせていただくという方向で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。では、皆様のお手元でございます最終案をもって、11月定例会議会への上程を目標とした動きをさせていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

ここで皆様にご確認をさせていただきたいのですが、今、全会一致で最終案が確認をされました。通例ですと、全会一致をした場合は、条例発議者として委員会のメンバーが発議者代表として名前を連ねるとというのが四日市市議会の通例でございます。しかしながら、今回なんです、各代表者の発議でもってというやり方も条例の上程の仕方としてはございますので、いずれかの方法をとってまいりたいと思います。

皆様、いかがでしょうか。代表者発議でいくか、委員会委員による発議でいくかというところでございますが、特段なければ、通例どおりの委員会委員による発議という形をとらせていただきたいなというふうに考えているところですが。

○ 森 康哲委員

通常という言い方が正しいのかどうかちょっとわからないですけども、ここでそれは決められるものですか。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

この件につきましては、私たちの方向性を確認していくという意味合いでございまして、各派代表者会議のほうでの最終確認は必要になってきますが、例えば、委員会の中で1人でも反対の方がおみえになると、各派代表者会議のほうで発議していくというのが通例となつてございます。そんな中で、全会一致で委員会が確認をされた場合は、往々にして委員会で発議をしているということで、今回も各派代表者会議のほうに、委員会のほうで全会一致での確認がとれておりますので委員会メンバーを発議者として上程をしてよろしいかという投げかけになってこようかと思ひます。それが認められれば、特別委員会からの発議になってこようかと思ひております。

よろしかったでしょうか。

○ 中川雅晶委員

例えば本会議で質疑を受けた場合に、発議者が答弁しますよね。どちらが発議者になつてもいいんですけど、代表者が発議者になつた場合に、そういう質疑を受けた場合は、代表者の誰かがしなきゃいけないですし、特別委員会が発議者になれば、当然、委員長が答弁をするというところというふうに解釈していいのかどうかだけ、ちょっと確認します。

○ 樋口龍馬委員長

発議者の代表が質疑に回答していくという形でございますので、よろしくお願ひをいたします。

よろしいですか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、皆様にご署名をいただひていくという流れになつてこようかと思ひんですが、こちらの結果を議長に報告して、また改めて皆様にご参集いただひのか、先に見込みで署名をいただひておくのかという点についてなんですけど、皆様いかがでしょうか。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

では、準備をさせていただくということで、各派代表者会議で確認をされた後に有効な書類になってくるということになるかと思いますが、皆様のお手元に署名の紙を回させていただきますので、お一人ずつご署名をお願いいたします。左右から回します。

では、先ほど森委員からもご確認がありましたように、委員会委員による発議として確認がなされたということを議長に申し伝えさせていただくという形でご確認をいただきます。

では、これで2番項も締めさせていただきます。

先ほど、正副委員長の修正案について特段のご意見もいただかなかったところがございますので、委員会報告書の案につきましてもまとめさせていただいてございますので、皆様のお手元に配付をさせていただいた上で、少し読んでいただく時間が必要かなと思います。論点としては、主に5番、6番の部分、委員会での流れであったり、6番の委員長の報告の部分に中心的に目を通していただければと思いますので、10分程度の休憩をとらせていただきたいというふうに思います。後ろの時計で30分再開で、皆様ご精読をお願いいたします。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

済みません、じゃ、20分休憩させていただいて、40分再開とさせていただきます。

10：22 休憩

10：42 再開

○ 樋口龍馬委員長

皆様おそろいのようなので、会議を再開いたします。

まず、幾つか修正がございますので、その部分だけ口頭で確認させてください。

2 ページ、委員会の開催経過です。

こちらは、本日の最終まで何件の意見、何回の委員会開催というところが確認がとれませんでした。今回で終結するという見通しが立ってまいりましたので、2 ページにつきまして修正をさせていただきます。

3 番、委員会の開催経過の 1 行目、実に13回の会議を持ちと、13回というふうに修正をさせていただきたいと思います。また、3 段落目の下から 2 行目、この結果、合計で 9 名の方から12件のご意見をお寄せいただきました。9 名で12件に修正をさせていただきたいと存じます。

続きまして、1 点、文言の修正がございます。

6 ページ、Ⅲ、指導者の確保及び育成（第13条）中の③条項の整理の下から 3 行目、第16条を第18条にそれぞれ入れかえたとございますが、前後の文脈ですと、ですます調になっておりますので、こちらのほうもですます調に変更をさせていただきたいと思います。

読み上げます。第16条を第18条にそれぞれ入れかえました。ということで修正をお願いいたします。

ここまでひとしきり修正のお話をさせていただきましたので、ご確認をいただきたいと思います。

私ども正副委員長といたしましては、5 番、6 番にこの委員会の総括をさせていただいたという思いがございますので、簡単に総括をさせていただきたいと思います。

5 番におきましては、さまざまな視察であったり専門的知見の活用をしていく中で、指導者の育成の重要性、特に熊谷市のアスリート枠での行政職員の採用に非常に大きなインパクトを受けたんだというような書き出しから始めまして、今後の四日市のあるべき姿ということの問題提起させていただいております。これは、条文中に何とか一言入らないかなというようなやりとりもあつた中で、委員会報告書という形、特に 5 番の中にまとめさせていただいたという整理になっております。

また、次の第15条、スポーツ施設の整備等については、ネーミングライツを活用し、新たな財源というお話もあつたんですが、これをなかなか条文、逐条解説の中に放り込んでいくことが難しかったことから、委員会報告書の中に盛り込ませていただいた部分でございます。

続いて第16条、顕彰に関しましても同様でございます。顕彰に関しましても、今後の顕彰規程の中で記されていく細則の運用になってこようかと思っております。そんな中でも、特に

市や議会の激励金の扱いを整備していく必要があるのではないかという思いを込めまして、委員会報告書ということで5番の中に盛り込ませていただいたところでございます。

この委員からの意見の部分で何か、こういった発言をしてきたんだけども自分の意見が反映されていないよというところがございますたら、ご発言いただいて、皆様にご確認いただければ、この中で修正をかけていきたいというふうに考えておりますが、ございますでしょうか。

○ 加納康樹委員

委員からの意見というところは、これで私としてはオーケーなんですけど、細かいんですが、6ページで、5番のところ、熊谷市のスポーツ枠云々というところを入れてもらうのは大変いいことだと思うんですけど、下から3行目に、元トップアスリートを採用している事例とあるけれども、熊谷市って元に限っていないと思うんですけど、「元」って入れちゃっているのは事実誤認にならないですかね。熊谷市は現役もオーケーだったと思うんですけども。必ずしも元に限っていないはずだと思うんですけども。

○ 樋口龍馬委員長

例えば、元を消して、トップアスリート等を採用しているというふうに修正させていただくという形でよろしければ、そのように修正させていただきたいと思います。

再度確認をいたします。6ページ、5番、条例施行に向けての委員からの意見、一つ目の下から3行目、市職員の採用にスポーツ枠を設け、「元」を消していただき、トップアスリート等を採用している事例に触れというふうに修正をさせていただきたいと存じますので、お手元の資料もご修正をお願いいたします。

他にございますでしょうか。

○ 土井数馬委員

確認ですけど、これは熊谷市でのあれですよ。

○ 樋口龍馬委員長

はい。

○ 土井数馬委員

熊谷市は元やったんですが、これは事例に触れというふうになっていますので。熊谷市はどうやったんやろう。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員長

等で、元も現役も採用の要件の中には入っていたということでございます。

○ 土井数馬委員

わかりました。

○ 樋口龍馬委員長

他にございますでしょうか。

○ 早川新平委員

関連になるんやけれども、この間、四日市市役所に3年間お勤めになっておった齋田さんが、この間のパラリンピックで銅メダルを獲得して、表敬訪問に見えて、あの方の経緯を聞くと、市役所におると十分な練習ができないので、転職していったということなんですよね。だから、ここにはちょっとそぐわんのやけれども、そういうこともあるということだけ、委員長に覚えておいてもらおうと……。

(発言する者あり)

○ 早川新平委員

いやいや、何かあると、枠で採用しましたよと。当時はトップではなかったかもしれんけれども、採用するとなると練習ばかりで、民間のところでもあるじゃないですか。午前中は業務をして、午後からは練習というところもよくあるので、そうなると、企業主から見ると結構な負担になってくるので、それを条例に盛り込むか盛り込まんかというのは別問題ですけれども、本人の意思でやめるという方もみえるので、全部それを拾うという

ことはできないと思うんです。そういう事実が……。

(発言する者あり)

○ 早川新平委員

いやいや、それは知らないですけど、そこまで言わんけど、本人次第やけど、そういう話やったんで、余談でした。

○ 樋口龍馬委員長

いえいえ。

これもちょっと余談になってくるんですけど、企業なんかでもよくあるのは、有給を練習時間に充ててもらってもいいとか、遠征を有給を使ってもらってもいいと、要は欠勤扱いにしない、お給料をある程度出しながらやっていただくというのを採用している企業さんは見られますので、四日市市もちょっとずつ柔軟にやっていただきたいと思います。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

特段なければ、5番についてというところは一回閉めさせていただきたいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、6番のまとめのほうに行かせていただきます。

こちらにつきましては、私ども全体の所感でございますので、一読させていただきます。

市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しめるよう生涯スポーツを推進し、スポーツ活動の持つ力により健康寿命の延伸が図られることは、市民一人一人の生活の質や幸福度が高まります。さらに、市のスポーツ選手及びスポーツチームの競技

水準の向上が図られ、国際大会や全国規模の大会において本市選手が活躍すれば、市民に夢、感動を届けるとともに、活力ある社会の形成に貢献し、郷土への愛着を深め、一体感の醸成につながります。

当委員会において調査研究を行う中で、この生涯スポーツの推進と競技水準の向上をうまく融合させ、地域スポーツとトップスポーツを好循環させることが本市のスポーツ振興に最も有効との結論に至り、本市がとるべき施策の方向性を次のように条例案に盛り込みました。

まず、地域スポーツクラブ等の指導体制の充実を図ることです。例えば優秀な指導者を招聘し、その人材のもとで指導者を目指す学生ボランティア等が指導力を身につけながら能力を磨くことができる環境や、国内外で活躍するトップアスリート等の優秀なスポーツ選手に直接アドバイスを受けることができる環境づくりを進めていくことです。

次に、幼少期のスポーツ活動の充実に向けた取り組みを行うことです。市は保育園、幼稚園、小中学校といった子ども子育ての大事な時期を担っていることから、科学や医学的知見を活用してスポーツに関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、スポーツ教室などを通じて次代を担う子供たちにスポーツと出会い親しむ機会を提供し、自分の知らないスポーツとの初めての出会いを楽しみや能力向上につなげていくことができると考えられるからです。

これらの施策が効果的に推進されれば、本市のスポーツが振興されると同時に、大規模なスポーツ大会の開催等、スポーツと観光を組み合わせたスポーツツーリズムによる誘客や交流人口の拡大により、地域経済の活性化にも好影響を与え、地域の一体感や活力の醸成も期待されます。

さらに、スポーツ施設の環境整備は、市民等のスポーツライフを実現し、市民参加を促進するとともに、競技力の向上や障害者によるスポーツ活動の推進、また、地域スポーツコミッションを推進する上でも不可欠な基本的要素であり、公の役割として市が適切に充実を図る必要があります。この点、県や近隣市町との連携を強化して県営スポーツ施設の整備を目指し、あるいは市営施設の整備、管理に対する支援を確保する取り組みや市民等の見るスポーツを推進する観点から、選手と観客の一体感が感じられるような環境整備を行うことも重要です。そして、集客力のある主要施設については、公共施設として可能な範囲で民間資金等の新たな財源を確保する取り組みについて検討し、スポーツ団体等への支援に充てていくなど、スポーツの推進につなげていくことも期待されます。

最後に、当委員会で調査研究を行いました四日市市みんなのスポーツ応援条例が制定されることにより、本市において、条例案に基本政策として規定したスポーツを通じた健康長寿社会等の創生、地域スポーツとトップスポーツの好循環の推進、地域スポーツコミッションの推進が実現され、市民等、スポーツ関連団体、事業者及び市が連携し、それぞれの役割を果たすことにより、本市がスポーツを通じて活力あるまちになることを強く願い、当委員会の調査報告といたしますというふうにまとめさせていただきました。

この6番につきまして、ご意見、ご質問等ございます方、挙手にてお願いをいたします。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

なしのお声をいただきました。よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○ 樋口龍馬委員長

それでは、この報告書案を議長のほうに報告させていただき、また議会のほうにも報告として上げていきたいというふうに考えてございますので、ご了解をお願いいたします。

大変長きにわたってまいりましたこの委員会でございますが、今回で終結ということにさせていただきます、次回日程の第14回、11月21日月曜日午後1時30分につきましては削除を願います。

最後に、ご報告でございますが、専門的知見の活用で先生にいろいろとご協力をいただいている報告書でございますが、契約期間が11月の末でございますので、報告書についても、11月の末をめどに提出がなされるところでございます。提出され次第、皆様のところにもご報告をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご了承ください。

では、大変長きにわたりまして、この条例策定に、皆様に多大なるご尽力と、皆様のお持ちの経験、そしてご見識をご提供いただき、これだけのものを作成させていただいたことに委員長として感謝を申し上げます。ありがとうございました。

思い起こせば、平成24年の議員政策研究会から足かけ4年という長い月日がたちましたが、この4年があったからこそ、この条例になったんだというふうに私は考えているとこ

ろでございます。4年前のメンバーとは全く違う、新しいメンバーも入りながらの特別委員会がこのように成果を上げられたこと、まだまだ最終の上程、そして審議、可決に至るまでの道のりはございますが、最大限の感謝をもって、委員長の最後の挨拶にかえさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

では、副委員長から一言。

○ 荒木美幸副委員長

皆さん、本当にありがとうございました。

私は、1度目の議員政策研究会スポーツ政策分科会から携わらせていただきました。正直申し上げまして、スタートのときは、スポーツ施策というのにそれほど多くの関心があったわけではないと感じておりました。しかしながら、今足かけ4年とおっしゃいましたが、この中でスポーツに携わることによって、スポーツの持つポテンシャルというものを本当に身をもって感じることができましたし、いろんな施策はありますけれども、スポーツというのは物すごく夢が広がることなんだなということを本当に改めて感じながら、わくわくするような思いで携わらせていただきました。

もう一つ感じましたのは、こうやって議員提案として上げて、そして、議員の中で議論をしながら、そして全会一致でこのように上げていくという、この形が本当の意味での議会改革につながっていくことなんだなということを本当に感じながら携わらせていただきました。本当に皆様に感謝申し上げます。委員長、ありがとうございました。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございました。

それでは、スポーツ振興条例調査特別委員会を閉会いたします。本当にありがとうございました。

10：58 閉議